

日本一たのしいやまがた馬まつり実行委員会

規 約

(目 的)

第 1 条 この会は、より多くの県民に、馬のすばらしさを知ってもらうとともに、馬を通じて世代、障がいの有無にかかわらず、交流する場をつくることを目的に開催する「日本一たのしいやまがた馬まつり」(以下「馬まつり」という。)の準備、運営を行うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 名称を「日本一たのしいやまがた馬まつり実行委員会」(以下「実行委員会」という。)とする。

(実行委員会の組織)

第 3 条 実行委員会は、第1条の目的に賛同した委員をもって組織する。

2 前項に定める委員のほか、馬まつりに協賛を申し出た団体または個人は、賛助会員となることができる。

(実行委員会の役員)

第 4 条 会の役員は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長
- (2) 副実行委員長
- (3) 会計
- (4) 監事

(役員を選出)

第 5 条 実行委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長(以下委員長)は、実行委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副実行委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、実行委員会の経理を担当する。
- (4) 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会 議)

第 7 条 実行委員会の会議は、委員長が必要に応じこれを招集する。

2 会議の議長は、委員長があたる。

3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(事務局)

第 8 条 実行委員会の事務局は、山形県山形市大字長谷堂4, 687 社会福祉法人
会愛泉会に置く。

(委員の任期)

第 9 条 委員の任期は、第1回実行委員会が開催された日から始まり、事業の報告
と決算に委員会が開催された日までとする。

(補 則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年5月14日から適用する。

2 この規約は、平成20年5月19日一部を改正し、同日より適用する。